

## 令和2年度小樽商科大学研究生出願要項

日本国籍を有する者で、本学において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本学の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

### 1. 出願要件

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者
- (2) 前号と同等以上の学力がある者として本学が認めた者

### 2. 出願期間

- 4月入学 令和2年3月2日（月）から3月5日（木）まで  
10月入学 令和2年8月17日（月）から8月20日（木）まで

受付時間 9時から16時まで

### 3. 出願手続

- (1) 出願書類等（\*印は、本学所定の用紙）

| 書類等                     | 提出者 | 摘 要   |
|-------------------------|-----|---|
| *出 願 願 書                | 全 員 | 出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。   |
| *履 歴 書                  | 全 員 |   |
| 卒業(見込み)又は<br>修了(見込み)証明書 | 全 員 | 在籍又は出身学校長等が証明したもの。  |
| 検 定 料                   | 全 員 | 9,800円（10月入学分については予定額）<br>：普通為替証書（郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行発行）にし、<br>受取人指定欄等一切記入しないこと。<br>※持参手続きの場合のみ現金納付可。（教務課で案内し、会計課窓<br>口に納付） |

- (2) 提出先

小樽商科大学教務課学部教務係（事務棟1階、学生センター内）  
（〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号）

- (3) 提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は書留郵便とすること。

- (4) 身体に障がい等を有する志願者との事前相談

特定の研究課題について研究することを志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がいの程度」参照）のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課学部教務係に申し出ること。

### 4. 研究期間

研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願を提出した者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

### 5. 選考方法

入学者の選考は、提出された書類等により行い、その結果を本人に文書で通知する。

## 6. 入学料及び授業料

|     |             |
|-----|-------------|
| 入学料 | 84,600 円    |
| 授業料 | 月額 29,700 円 |

- ・ 4月入学者は令和2年3月31日（火）までに前期分授業料（6か月分であれば178,200円）を、令和2年9月30日（水）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。
- ・ 10月入学者は、令和2年9月30日（水）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。

（注）上記の納付額は予定額であり、入学料及び授業料の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用する。

## 7. その他

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者とは、次の者をいう。
  - ・ 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者及び令和2年3月までに修得見込みの者。修得見込み者が令和2年3月31日（火）までに62単位以上を修得できなかった場合は合格を取り消す。なお、既納の入学料は返還しない。授業料は当該授業料相当額を返還する。
  - ・ 短期大学を卒業した者及び令和2年3月卒業見込みの者
- (2) 出願する場合は、指導教員の内諾を得ておくこと。
- (3) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学手続き終了者が、令和2年3月31日（火）まで（10月入学者は、令和2年9月30日（水）まで）に入学を辞退した場合には、当該授業料相当額を返還する。
- (4) 照会等は、以下に行うこと。

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号  
小樽商科大学教務課学部教務係  
TEL 0134-27-5244 FAX 0134-27-5243